

春日部市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 背景

- ・平成 25 年 4 月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
- ・平成 25 年 6 月 政府対策行動計画の策定
- ・平成 26 年 1 月 埼玉県対策行動計画の策定

2 目的

病原性が高い新型インフルエンザ等に備え、態勢を整備し対策を強化
 (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3 対象感染症

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

4 対策のポイント

- ①市対策本部の設置
- ②電話相談窓口の設置
- ③不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限
- ④特定接種（予防接種業務従事者等への先行的接種）
- ⑤住民接種（全市民対象）
- ⑥要援護者への生活支援等
- ⑦水の安定供給
- ⑧生活支援物資等の価格安定等の要請

5 発生段階ごとの対策

	1未発生期	2海外発生期	3国内発生期	4市内・県内発生早期	5市内・県内感染拡大期	6小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（市内は未発生）	市内又は県内で発生（患者の接触歴を確認）	市内又は県内でまん延（接触歴を把握不可）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備えた体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・市内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活、経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制			①市対策本部の設置 国が緊急事態宣言			市対策本部廃止
情報収集・提供	発生状況の情報収集					
まん延防止・予防	②電話相談窓口の設置					
まん延防止	基本的感染対策（マスク着用等）の周知					
まん延防止	③不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限					
予防接種	④特定接種（予防接種業務従事者等への先行的接種）					
予防接種	⑤住民接種（市民を対象に集団接種を実施）					
医療	県・市立病院と連携して医療体制を確保					
経済の安定の確保	⑥要援護者への生活支援等					
経済の安定の確保	⑦水の安定供給					
経済の安定の確保	⑧生活支援物資等の価格の安定等の要請					